

法改正等に伴う西大台利用調整地区の今後の運用について

1. 自然公園法の改正（平成 22 年度施行予定）

（1）西大台利用調整地区に係る主な改正内容

- 海域公園地区内でも利用調整地区の指定が可能になる。
- 代表者に対する認定*が可能になる。

※現在は個人に対しての認定であるが、グループで立ち入る場合、代表者が認定を受け、その他の者は代表者の監督の下で立ち入るといった考え方。

（2）改正法施行までのスケジュール（予定）

- 現在、代表者に対する認定の基準や手続き等の規定について、本省で政令及び省令等を整備している段階。これらの規定については、改正法の施行後に運用開始。
- おおよその目安として、平成 22 年 3 月頃にこれらの規定が確定し、国民への周知を経た上で、来年度に改正法が施行される。

2. 立入認定事務の実施に係る体制

（1）今年度の事務実施体制

平成 20 年度を以て、指定認定機関であった吉野きたやま森林組合が立入認定事務を廃止したことにより、今年度は環境省が直接事務を実施している。

◆現在の立入認定事務の流れ

- ①吉野自然保護官事務所にて事前電話予約の受付
（立入希望日の 3 ヶ月前～17 日前まで）
- ②吉野自然保護官事務所にて立入認定申請書の接受（立入希望日の 10 日前まで）
- ③近畿地方環境事務所にて申請書に係る審査、認定証の発行、申請者への認定証等の郵送

（2）平成 22 年度に向けての改善等

①申請から認定までの期間

【現状】

立入希望日の 10 日前までに申請書の提出が求められるため、天候の予測もつかない状態での申請となる。また、テレビや新聞で「紅葉の見頃」という報道を見て行きたいと思っても、間に合わない場合が多い。

【改善へ向けた対応状況】

大台ヶ原山上でのインターネット環境が未整備であるため、立入当日におけ

る現地での申請及び認定については依然課題が多い。しかしながら、以下の対応によって、申請処理に係る期間の大幅な短縮が可能となる見込み。

○インターネット申請

立入認定に係る事前予約および申請について、インターネットを活用した申請処理システムを構築中。

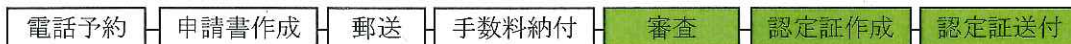
○新たな指定認定機関の指定

上北山村商工会から指定認定機関の指定の申請があり、現在本省にて審査中。

インターネット申請のイメージ

※編みかけ部分は認定事務実施者による作業

◆現行の申請手続きの流れ



◆インターネット申請が可能なる場合（申請手続きは PC 上でほぼ完了）



②立入認定申請者名簿への全員の押印

【現状】

団体で立入りを申請する場合、1枚の申請書で10人分の申請が可能であるが、申請者全員の氏名、住所、電話番号、押印が必要。特に押印については、遠方に住んでいる人と一緒に立入りの申請をする場合には困難。

【改善へ向けた対応状況】

改正法の施行により、解消される見込み。

③手数料が返還されない

【現状】

天候等によってはアクセス道が通行止めになるなど、物理的に立ち入れない状況が発生するが、このような場合も手数料は返還されない。

【改善へ向けた対応状況】

手数料の返還はできないが、物理的に立ち入れないと認められる場合には同一年度内において一回に限り、認定された立入日の変更が可能になるよう事務実施上の規定について整理予定。

(参考：改正法の関係条文) 下線部が改正された箇所

[海域での利用調整地区の指定について]

第二十三条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域又は海域公園地区内に利用調整地区を指定することができる。

[代表者に対する認定について]

第二十四条 国立公園又は国定公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

7 国立公園又は国定公園の利用者であつて環境省令で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けることができる。